

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の手続きについて

お子様のけがの具合はいかがでしょうか。このたびの災害は、学校の管理下で発生したものですので日本スポーツ振興センターの災害共済給付金を請求できます。**給付申請のためには、次の手続きが必要となります。関係書類をお渡ししますので、保護者の方で手続きをお願いします。**大変お手数をおかけしますが、医療機関等での個人情報保護のためにも、是非ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- (1) 学校より関係書類(「医療等の状況」「調剤報酬明細書」等)を受け取り、受診された病院・薬局等で記入、押印してもらい、学校へ提出してください。
- (2) 「医療等の状況」「調剤報酬明細書」等の記入は医療機関のご厚意により無料ですが、即日の記入は困難です。**医療機関等の都合に合わせて後日取りに行くか、(切手を貼った)返信用封筒をことづけるなどして、各自で対応をお願いいたします。**
- (3) 翌月以降も治療が続く場合は、当月分の「医療等の状況」が届いた後、新しい用紙をお渡しします。複数月に渡り治療が続く場合はお手数ですが、月ごとに請求手続きをお願いいたします。
- (4) 治療費は保護者の方でお立替ください。給付金の支払いは手続き後、審査を経て2~3ヶ月後となりますので、ご了承ください。(手続きが遅れたり、不備があったりした場合には給付が遅れます。)
- (5) 津山市では、子ども医療(通院 入院 自己負担無料 小1~中3まで)、ひとり親家庭等の公費負担受給資格のある方は、病院や薬局での受診の際に受給者証を利用いただけます。(但し、県外の医療機関等で受診の場合は使用できません。)公費負担制度を利用した場合の給付額は、医療費総額の1/10相当額を加えたものになります。

《ご注意ください》

- ※ 災害共済給付はその給付事由が発生した時から2年間請求がない時は時効となり、その後の請求ができなくなります。
- ※ 同一の災害の負傷又は疾病について、医療費の支給は、初診から最長 10年間継続できます。
- ※ 医療費が高額(医療費総額 70,000 円)となった場合は、「高額療養の届」(別紙様式)も必要となります。学校へご連絡ください。
- ※ 整骨院などの柔道整復師等における治療の場合は、関係書類・給付内容が違います。
- ※ 次の場合、給付が制限されますのでご了承ください。

- ・保険のきかない治療を受けた場合(カイロプラクティックや、許可のない民間治療行為)
- ・医療総額(医療費 10 割分に係る費用)が 5,000 円未満の場合。
(なお、医療機関を複数受診したり、複数月の受診により医療総額の合計が 5,000 円を上まわったりした場合は適応になります。)
- ・生活保護を受けておられる場合(医療費は適応外ですが、障害・死亡見舞金は適応されます。)
- ・交通事故等で損害賠償を受けた場合は、原則対象となりません。

※平成 29 年 7 月 1 日診療分から、津山市子ども医療費負担制度の拡充により、小学生・中学生の外來診療の自己負担額が、現在の 1 割負担から無料になります。医療費の窓口負担は無料になりますが、給付金を申請することができます。